

〔二六五〕 冊府元龜和親篇にも同じ奏を載せて柳泉に作れり。

〔二六六〕 通鑑は開成四年の條の末に此の事を録し柴草を柴革に作れり。

〔二六七〕 二三二頁參看。

〔二六八〕 沙汰は貞元六年吐蕃に附し、北庭を陥れたる後、甘州に遷りたることに前に述べたるが如くなるが、其の後元和三年吐蕃と斷ちて陰山地方に移り、後陰山北沙陀として存するに至りしこと唐書沙陀傳及び兩五代史等に見ゆ。こゝに曰ふ沙陀は勿論陰山地方の沙陀を指せるなり。

〔二六九〕 通鑑は兩唐書に従ひて其の他の唐會要・冊府元龜等を引用せず。

〔二七〇〕 二二八頁參看。

〔二七一〕 保義可汗の時より以前回鶻が堅昆を破りたることを奏したる乾元元年と保義可汗即位の元和三年との間には約五十年の間隔あり、此の間回鶻と黠戛斯との關係が如何なりしかは、之を知るべき史料の存する無し。

〔二七二〕 廐馭可汗の冊命は行はれざりしが、其の理由は、唐が可汗の易代を知らず、開成五年武宗即位して使を回鶻に遣し、喪を告ぐるに至りて、初めて其の國の變亂を知りしによること新唐書回鶻傳及び唐會要・後唐獻祖紀年錄等に見ゆ。

〔二七三〕 冊府元龜朝貢篇。

〔二七四〕 冊府元龜互市篇、新唐書回鶻傳に文宗初又賜馬直絹五十萬と見ゆるものと相合せず。

〔二七五〕 舊唐書廻紇傳及び冊府元龜互市篇。

〔二七六〕 舊唐書廻紇傳。

〔二七七〕 同上。

〔二七八〕 以下三項冊府元龜朝貢篇。

〔二七九〕 茲に曰ふ回鶻人が當時長安に住みたるものなりしなるべきは推し易き所にして、肅代以來唐に留りたる回鶻人の貲財を蓄ふること多かりし有様は、尙依然として變化無かりしを推知し得べし。